

## 職 務 内 容 書

財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「センター」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

### 1 センターの概要

センターは、平成2年4月に設立され、主たる事務所を東京都江東区有明に、従たる事務所を全国7ブロック及び沖縄に置き、常勤職員約50名により理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関として理容師・美容師の国家試験事務及び登録に関する事務並びに理容師法及び美容師法に基づく管理理容師及び管理美容師資格認定講習会を都道府県知事の指定を受けて実施しています。

具体的には、

- ① 理容師・美容師の国家試験実施に関する事務
- ② 理容師・美容師の登録の実施等に関する事務
- ③ 管理理容師又は管理美容師になろうとする者に対して行う都道府県知事が指定する講習会の企画及び実施
- ④ 理容師・美容師の試験及び指定講習会に関する出版物の刊行その他情報提供を所掌しています。

### 2 法人の所在地

東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F

### 3 公募する役職及び職務

理事候補者（理事長候補者） 1名

理事候補者は、理容師法及び美容師法並びに寄附行為に基づき、①評議員会による理事選任、②センター役員の厚生労働大臣認可、③理事会による理事長互選、の各手続きを経て理事長に就任することとなります。

理事長の職務は、センターを代表し、前記の業務を総理することとなっています。

なお、理容師法及び美容師法により、センターの役職員及び試験委員は、試験事務等に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこと、及び刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととされており、最高責任者である理事長は、自らの高い倫理観の下で、常に職員及び試験委員を指導・監督する立場にあります。

#### 4 任期

任期は、平成24年4月1日からセンターが公益財団法人又は一般財団法人に移行する日の前日まで

#### 5 必要な資格・経験

- (1) 平成24年4月1日現在、満70歳未満であること。
- (2) 公衆衛生若しくは衛生管理等の重要性を十分認識し、理・美容師国家試験を行う法人の長として備えるべき知識を有するとともに、中立性、公平性を確保し、経営運営改革に強い意欲とリーダーシップを発揮し、諸課題を的確に実施できる経験と実行力を備えていること。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の準用規定による同法第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

#### 6 候補者の選考方法等

外部の学識経験者5名により構成されている役員選考委員会において第1次審査（書類選考）及び第2次審査（面接試験）を行い、候補者を選考します。

#### 7 常勤理事長に就任した場合の処遇

- (1) 給与  
役員給与規程により支給（年俸約13,000千円+通勤手当）
- (2) 退職手当  
役員退職手当支給規程により支給
- (3) 社会保険  
全国健康保険協会（協会けんぽ）  
厚生年金保険
- (4) 勤務形態等  
常勤（勤務時間等の規程はありませんが、原則として職員就業規程の規定に準じて勤務）

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

#### ① 履歴書

市販のJIS規格履歴書に学歴、取得資格、職歴及び健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真（パスポートサイズ縦4.5cm×横3.5cm）を貼付したもの

#### ② 自己アピールのための小論文

テーマ：「私の知識・経験と新たな職場における活用」

様式等：A4版、横書きで1600字程度（ワープロ又は手書き）

### (2) 提出方法

封筒の表に「役員応募」と朱書きし、簡易書留により郵送して下さい。

〒135-8507 財団法人理容師美容師試験研修センター

### (3) 提出期限

平成24年3月9日（金）（必着）

## 9 選考結果の通知

第1次の選考結果は、応募者全員に文書でお知らせいたします。

なお、第1次の合格者には第2次選考会の日時等につきましても併せてお知らせいたします。

## 10 その他

(1) 提出された書類等の個人情報につきましては、選考の目的以外には使用いたしません。

(2) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予め御了承下さい。

(問い合わせ先)

03-5579-0211

担当 松浪

【参 考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 一抄一

(役員の資格等)

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）